

施設基準届出一覧

令和7年11月 静岡県立こども病院



基本診療料、特掲診療料の施設基準について、東海北陸厚生局長に次のとおり届け出ています。

歯A000	歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準	A307	注2に規定する加算	D238	脳波検査判断料1	K603	補助人工心臓
歯A000注9	歯科外来診療医療安全対策加算1	A307	養育支援体制加算	D239-3	神経学的検査	K603-2	小児補助人工心臓
歯A000注10	歯科外来診療感染対策加算1	A307	無菌治療管理加算1	D270-2	ロービジョン検査判断料	K780-2	生体腎移植術
	情報通信機器を用いた診療に係る基準	A311-4	児童・思春期精神科入院医療管理料	D291-2	小児食物アレルギー負荷検査		医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術（胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む））
A000注31	医療DX推進体制整備加算3	A311-4	精神科養育支援体制加算	第4部通則	画像診断管理加算1	K920-2	輸血管理料Ⅱ
A100	急性期一般入院料1		入院時食事療養（Ⅰ）	第4部通則	画像診断管理加算2	K939-3	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
A205	救急医療管理加算		「管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。」	E200, E202	CT撮影及びMRI撮影	K939-5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
A207	診療録管理体制加算1			E200	冠動脈CT撮影加算	K939-6	凍結保存同種組織加算
A207-2	医師事務作業補助体制加算1（15対1）	B0011	ウイルス疾患指導料	E202	心臓MRI撮影加算	L009	麻酔管理料（Ⅰ）
A207-3	急性期看護補助体制加算（25対1）（5割以上）	B00112	心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算	E202	小児鎮静下MRI撮影加算	L010	麻酔管理料（Ⅱ）
A207-3	夜間30対1急性期看護補助体制加算	B00122	がん性疼痛緩和指導管理料	F100, F400	抗悪性腫瘍剤処方管理加算	M001	高エネルギー放射線治療
A207-3	夜間看護体制加算	B00123	がん患者指導管理料Ⅰ	第6部通則	外来化学療法加算1	N006	病理診断管理加算1
A207-3	看護補助体制充実加算1	B00123	がん患者指導管理料Ⅱ	G020	無菌製剤処理料	N006	悪性腫瘍病理組織標本加算
A207-4	看護職員夜間配置加算1（12対1）	B00123	がん患者指導管理料Ⅲ	H001	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	O000	看護職員処遇改善評価料（96）
A219	療養環境加算	B00125	移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）	H001	初期加算及び急性期リハビリテーション加算	O100	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ
A224	無菌治療室管理加算1	B00128	小児運動器疾患指導管理料	H002	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	O102	入院ベースアップ評価料（131）
A226-2	緩和ケア診療加算	B00129	乳腺炎重症化予防ケア・指導料	H002	初期加算及び急性期リハビリテーション加算	歯P100	歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ
A226-4	小児緩和ケア診療加算	B001-2-5	院内トリアージ実施料	H003	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	歯H001-3	歯科口腔リハビリテーション料2
A228	精神科応急入院施設管理加算	B001-2-6	夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算	H003	初期加算及び急性期リハビリテーション加算	歯M000-2	クラウン・ブリッジ維持管理料
A231-4	摂食障害入院医療管理加算	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料1	H007	障害児（者）リハビリテーション料	※	施設基準を満たす項目一覧
A233-2	栄養サポートチーム加算	B008	薬剤管理指導料	H007-2	がん患者リハビリテーション料	A000	医療情報取得加算
A234	医療安全対策加算1	B011-4	医療機器安全管理料1	H008	集団コミュニケーション療法料	A204-2	臨床研修病院入院診療加算（協力型）
A234	医療安全対策地域連携加算1	B011-5	がんゲノムプロファイリング評価提供料	I002注4	児童思春期精神科専門管理加算	A205-3	妊産婦緊急搬送入院加算
A234-2	感染対策向上加算1	B015	精神科退院時共同指導料2	I002注10	児童思春期支援指導加算	A226-2	個別栄養食事管理加算
A234-2	指導強化加算	C119	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料	I002注8	療養生活継続支援加算	A226-4	小児個別栄養食事管理加算
A234-2	抗菌薬適正使用体制加算	C152-21	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定	I008-2	精神科ショート・ケア「小規模なもの」	A231-2	強度行動障害入院医療管理加算
A234-3	患者サポート体制充実加算	C152-22	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）	I014	医療保護入院等診療料	A232	がん拠点病院加算2
A234-4	重症患者初期支援充実加算	D006-4	遺伝学的検査	J043-3	ストーマ合併症加算	B00112	心臓ペースメーカー指導管理料の注4に掲げる植込型除細動器移行期加算
A236	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	D006-13	骨髓微小残存病変量測定	J0393	移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法	B00135	アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
A236-2	ハイリスク妊娠管理加算	D006-19	がんゲノムプロファイリング検査	K169-2, K169-3	内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術	B001-2-6	夜間休日救急搬送医学管理料
A237	ハイリスク分娩管理加算	D010	先天性代謝異常症検査	K180	頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る）	B001-2-7	外来リハビリテーション診療料
A245	データ提出加算	D012	抗アデノ随伴ウイルス9型（AAV9）抗体	K4433, K4444	上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る）	B005-6-3	がん治療連携管理料3
A246	入退院支援加算	D023	HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）	K555-2	経カテーテル弁置換術（経皮的肺動脈弁置換術）	D006-2	造血管腫瘍遺伝子検査
A246	入院時支援加算	D023	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの）	K597, K597-2	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	D023-2	クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出
A252	地域医療体制確保加算	D023	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）	K597, K597-2	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）	D210-3	植込型心電図検査
A301-4	小児特定集中治療室管理料	D026注4	検体検査管理加算（Ⅳ）	K598, K598-2	両心室ペースメーカー移植術（心筋電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（心筋電極の場合）	F400	一般名処方加算
A301-4	早期離床・リハビリテーション加算	D026注5	国際標準検査管理加算	K598, K598-2	両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）	H001-2	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）
A301-4	早期栄養介入管理加算	D026注6	遺伝カウンセリング加算	K599, K599-2	植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの）及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの）	H001-2	初期加算
A302	新生児特定集中治療室管理料1	D026注7	遺伝性腫瘍カウンセリング加算	K599, K599-2	植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極療法	J045-2	一酸化窒素吸入療法
A302-2	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	D215	胎児心エコー法	K599-3, K599-4	両室ペースンギン機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合）及び両室ペースンギン機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合）	K597-3, K597-4	植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術
A303-2	新生児治療回復入院医療管理料	D211-3, D211-4	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	K599-3, K599-4	両室ペースンギン機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペースンギン機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）	K823-7, K828-3, K835	膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、埋没陰茎手術及び陰茎水腫手術（鼠径部切開によるもの）
A307	小児入院医療管理料1	D225-4	ヘッドアップティルト試験	K600	大動脈バルーンパンピング法（IABP法）		医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術